

平成27年3月18日

## 「幕張新都心における IR 導入可能性調査」報告書に対するご意見等への回答

宇留賀 英夫 様

日ごろより、市政へご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成27年2月18日付、2月19日付及び2月20日付で頂きましたご質問等について、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 1. 質問1に対する回答

- モデルケースの選定についてですが、参考となり得る海外事例や各種調査結果などから、想定される IR の規模や来場者数、各施設の利用単価など、一定の条件設定のもとで試算しました。
- 試算にあたり、幕張新都心の現状もふまえ、既存施設活用型及び新規開発型の2つの導入パターンとしました。

#### 2. 質問2に対する回答

- 土地の利用可能性の県への打診についてですが、今回の調査では、既存施設活用型及び新規開発型の2つのパターンにおいて、必要となる敷地規模を設定し、幕張新都心の現状において必要となる敷地規模を確保しうる土地について、スケールをイメージしやすくするため、仮に抽出し検証したのものをもって、導入可能性として整理しました。
- 以上から、土地が利用できるかについては、今回の調査に含めておりません。

#### 3. 質問3に対する回答

- 客層の違い、客単価、外国人比率についてですが、来場者推計に当たり、全体の来場者を試算したうえで、外国人比率を求め、日本人観光客については、千葉県「第2次観光立県ちば推進基本計画」の計画値の伸び率をもとに、将来的に来訪する日本人客数を想定しました。また、外国人観光客については、日本政府の「日本再興戦略」の計画値の伸び率をもとに、将来的に来訪する外国人客数を想定しました。（客単価については、質問4に対する回答で述べております。）

#### 4. 質問4に対する回答

- 2014年レジャー白書におけるパチンコの客単価についてですが、パチンコ1回あたり2,660円を出費する人は、年間で7万円以上の出費をすることも分かっており、年間の客単価として齟齬はないものと考えております。

#### 5. 質問5に対する回答

- 新規開発型における野球場についてですが、今回の調査では、野球場を除却することを前提とした検証は行っておりません。
- なお、仮に、幕張海浜公園への立地を考える場合、野球場の敷地を除く DE ブロックのみでも

約 26ha あることから、新規開発型の IR を建設するための敷地面積は確保されると考えております。

#### 6. 質問 6 に対する回答

- 「平成 25 年千葉県観光入込調査報告書」によると、当報告書で定義されている観光（余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れ、継続して 1 年を超えない期間の旅行をし、また滞在する人々の諸活動）という意味において、幕張新都心内の観光地点では、幕張メッセが 591 万人、QVC マリンフィールドが 147 万人となっており、その他の観光地点については不明です。
- 今回の調査では、上記観光地点への入込数を、幕張新都心への観光入込数として設定しております。

#### 7. 質問 7 に対する回答

- 「収益が低い（赤字）施設」をモデルケースにしなかったことについてですが、カジノの事業利益率を公開している事業者が少ない中で、ランクグループにおいては、管理会計上のデータが、財務会計上のルールに則って作成されたアニュアルレポートに記載されていることをふまえ、この中にある最終損益率に近い数字を活用することが妥当と考え、当該データを使用しました。

#### 8. 質問 8 に対する回答

- コンプについてですが、その概念は承知しております。
- 個別事業者のコンプ費用の実態を把握することが難しく、また、今回の調査の趣旨をふまえ、取り上げることはしませんでした。
- コンプ費用を含む事業収支や事業採算性については、進出を検討する民間事業者において検証すべきものと考えています。

#### 9. 質問 9 に対する回答

- 質問 7 に対する回答にあるとおり、カジノ事業者の利益率を把握するのが難しく、把握できる例としてランクグループを取り上げ、当該データを使用したものであり、事業者の規模は考慮しておりません。

#### 10. 質問 10 に対する回答

- 利益率（10%）と納付金についてですが、英国の場合、納付金は粗収益の前段階で差し引かれていると思われます。
- 差し引かれた数値が粗収益であり、ここから得られる事業利益率が 10%になると理解しております。

### 1 1. 質問 1 1 に対する回答

ランクグループの利益率（10.4%）の該当箇所についてですが、以下のとおりです。

（ランクグループアニュアルレポート 91 ページ）

- このページの「GROSVENOR GASINOS」(カジノ事業)の、オンライン部分を除く「VENUS」ブランドの利益率を、今回のカジノ事業利益を算出する際の参考としました。
- ここに記載されたデータは、財務会計の一般的なルールに基づくものではなく、ランクグループがカジノ事業の利益管理を行うために、ある前提を置き、事業を一つの会社のような形に組み替えた管理会計上の数値を示しています。この時の、収益、費用の計上・配分に関するルールはランクグループが独自の考え方で決めているものです。

| 「GROSVENOR GASINOS」 | 単位：百万ポンド |
|---------------------|----------|
| 売上                  | 286.8    |
| 直接利益                | 54.5     |
| 本社費のシェアドサービス        | (5.0)    |
| 特別損益項目負担費用          | (15.0)   |
| これらを差引いたセグメント利益     | 34.5     |

※( )はマイナスを示す

- 本来ならここまでなのですが、金利等の財務費用が 9.5 ほど残っていますので、これを各事業の売上比で負担することにしました。カジノの事業利益を他の事業同様、最終段階の利益に近づけるためのものです。
- これを計算すると、 $9.5 \times 286.8$  (カジノブランドの売上)  $\div 596.2$  (全体売上)  $\approx 4.57$   
これをセグメント利益から差し引いて、 $34.5 - 4.57 = 29.93$   
したがって、利益率は、 $29.9 \div 286.8 \approx 10.4\%$  となります。
- ただし、これでも本社のコストの中できちんと分けられないものが残っていますので、完全な事業利益ではないという意味で、「貢献利益」という概念を適用し、事業貢献利益 10.4%と記載しました。
- カジノ事業の損益について公表されているデータは限られておりましたので、あくまでも例として、この数値を参考に、今回のカジノ事業利益を想定しました。

### 1 2. 質問 1 2 に対する回答

- 解釈は様々であるについてですが、今回の調査における条件設定を、読み手側がどのように受け取るかということであり、複数の解釈を市において検討したものではありません。

### 1 3. 質問 1 3 に対する回答

- 土地についてですが、経済効果における税収の試算にあたっては、土地は民間事業者が購入するものとして整理しております。

#### 14. 質問14に対する回答

- 今回の調査において、ギャンブル依存症対策は、国、自治体、民間のそれぞれにおいて取り得るものを可能な限り列挙し、その中で、民間団体による支援も有効な対策になるものとして紹介しました。
- ギャンブル依存症対策を含む社会コストの負担については、税や納付金等により事業者が負担すべきものと考えていますが、今後、国においても議論されると思われるので、動向を注視します。

#### 15. 質問15に対する回答

- 共食いの影響についてですが、今回の調査は、仮に、幕張新都心において民間事業者がIRを展開した場合、どの程度の経済効果（経済波及効果、税収効果、雇用効果）が見込めるかの試算を行うとともに、社会コストやその対応策について整理したものです。
- また、幕張新都心にIRを導入した場合、どのような施設構成で、どれほどの規模になるのか、また、それが幕張新都心や千葉市にとってどのような影響を及ぼすことになるのか、について調査を行ったものです。
- 以上から、共食いの影響については調査対象としておりません。

#### 16. 質問16に対する回答（質問2と重複）

- 質問2に対する回答と同じです。

#### 17. 質問17に対する回答

- 今回の調査が未完であるのご意見についてですが、今回の調査では、既存施設活用型及び新規開発型の2つのパターンにおいて、必要となる敷地規模を設定し、幕張新都心の現状において必要となる敷地規模を確保しうる土地を仮に抽出し検証したものをもって、導入可能性として整理し、報告書として取りまとめました。

#### 18. その他

##### (1) 2015/02/18 メモ

- 例3 最も重要な社会的リスクのコストは調査されているとは言えない、についてですが、
- 現段階では、カジノの地域社会への影響度を明確に抽出できていないと思われたため、ギャンブル依存症や治安対策などにかかる費用の定量化は行わず、一般的に社会コストとされている項目の定性的な内容を整理しました。
- 社会コストの負担については、税や納付金等により事業者が負担すべきものと考えていますが、今後、国においても議論されると思われるので、動向を注視します。

##### (2) 2015/02/19 メモ

- 3. 「回答書」の訂正版はタイトルのみの訂正で間違いはないか、とのことですが、
- 2月17日付回答文については、以下のとおりです。
- 誤)「幕張新都心におけるIR導入可能性調査」報告書に対するご意見等への回答(案)
- 正)「幕張新都心におけるIR導入可能性調査」報告書に対するご意見等への回答

4. 2月19日のインターネットニュース（読売新聞）についてですが、

○報道については承知しております。

○本市では、今年度の調査結果について、市民報告会を開催するとともに、アンケートを実施し、幕張新都心におけるIR導入について、賛否も含め、様々なご意見を頂いたところです。

○今後は、市民報告会でのご意見などを踏まえ、引き続き、地域住民の皆様などとの意見交換や情報共有などに努めるとともに、IR推進法案に係る国の動向を注視します。

以 上

|  |
|--|
| 千葉県総合政策局総合政策部<br>政策企画課幕張新都心室<br>TEL 043-274-8648<br>FAX 043-274-8649 |
|--|